

平成24年5月17日
日本年金機構

「年金額回復の具体的事例」の記録回復状況(報告)

平成22年4月2日(第1回)から平成24年3月23日(第100回)まで、年金記録回復による年金額の増額上位10事例を毎週公表してきたところ。これまで公表した1,000事例の回復した記録の所在と状態等(注)は以下のとおりである。

注 次の(1)~(3)の数値(%)は、年金事務所等から毎週報告された「年金記録の訂正及び年金額の再計算に関する申出書」の受付状況報告(平均5千~6千件/週)の中から週ごとに抽出した回復した年金額の大きい10事例(100週分)のものであり、これまでに回復した記録全体の傾向を表すものではない。

1,000事例の回復記録の所在と状態等 (「別紙1」「別紙2」参照)

(1) 記録の所在

オンライン記録	1,261件	54.3%
マイクロ記録(厚生年金紙台帳)等	1,058件	45.6%
その他(共済組合保有記録・市町村保有記録)	2件	0.1%
計	2,321件	

※1 一事例あたりの回復記録件数 平均 2.3件

注: 同一事例で複数の所在や状態に該当することがあることから、事例の件数(1,000事例)とは相違する。

(2) 記録の状態

転職などによる複数手帳保有者	837件	36.1%
旧姓名	719件	31.0%
氏名(読み仮名)相違	476件	20.5%
生年月日相違	217件	9.3%
その他(※2)	72件	3.1%
計	2,321件	

※2 その他の内訳 加入期間相違 16件、報酬相違 33件、総務大臣(第三者委員会)あつせん 15件
年金事務所段階における回復基準 8件

(3) 判明の契機

ねんきん特別便(名寄せ便)	355件	15.3%
ねんきん特別便(全員便)	515件	22.2%
黄色便	348件	15.0%
グレー便	93件	4.0%
受給者便	350件	15.1%
定期便	5件	0.2%
紙台帳便	8件	0.3%
第三者委員会あつせん	15件	0.7%
年金相談	632件	27.2%
計	2,321件	

注 「ねんきん特別便(名寄せ便)」等の用語の説明は、別添「参考」を参照

参考1 1,000事例の平均増加額(※) 約 1,420万円 (増加額の分布は「別紙3」参照)

参考2 記録判明により初めて年金受給権が発生した事例 86事例
初めて年金受給権が発生した86事例の平均増加額(※) 約 1,790万円

参考3 記録訂正による年金額(年額)の増加額(※) [平成20年5月から平成24年1月までの累計]
件数 約 148万件
金額 約 742億円

※次のルールにより年金額の増加額を機械的に算出したもの

基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない。(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

(参考)

「無年金者からの回復事例にかかる回復の経緯に関する調査」(「別紙4」参照)

平成23年4月1日から平成23年9月30日までに公表した「年金額回復の具体的事例(260事例)」のうち、年金記録の判明により無年金者から回復した17事例について、記録判明の契機・記録の状態等についての調査を実施

(1) 調査結果の要旨

① 記録判明の契機

- 年金相談(年金受給の可否確認等) 13事例
- 生活保護受給申請(市区町村職員等からの指示) 4事例

② 記録を確認しようと思ったのは誰

- 本人 6事例
- 家族・親族 6事例
- 第三者 5事例(市区町村職員、ケースワーカー)

③ 記録判明までの相談回数

- 初回で判明 16事例
- 2回目で判明 1事例(記録は初回で判明したが、代理人に勤務していた会社名等をご本人に確認するよう依頼)

④ 記録の所在と状態 (一事例で複数の所在や状態に該当している事例があり、事案件数(17事例)とは一致しない。)

【所在】

- オンライン記録 16事例
- マイクロ記録等 10事例

【状態】

- 旧姓、フリガナ相違 13事例
- 生年月日相違 3事例
- 氏名未収録 4事例

- ⑤ 相談時の内容が記載された事跡（相談申出票等）の有無
- あり 14事例（相談申出票、相談事跡管理票）
 - なし 3事例（ご本人からの記録確認のお手紙 等）

今後の取り組み

○ 1,000事例の結果から、回復した「記録の状態」のうち

- ・ 転職などによる複数手帳保有者（36.1%）
 - ・ 旧姓名（31.0%）
 - ・ 氏名（読み仮名）相違（20.5%）
 - ・ 生年月日相違（9.3%）
- } 96.9%

が、全体の96.9%を占めており、新規の年金請求時においては、ご本人へ各事項の確認を引き続き徹底し、「漏れのない正確な記録」で年金額を決定することとする。また、年金受給者の死亡に関する届（請求）時に、ご遺族に故人（及びご遺族ご本人）の年金記録（空白期間）の再確認をお願いし、未統合の記録の判明に努める。

○併せて、来年1月を目途に実施予定の「気になる記録キャンペーン」の実施時に今回の結果をPRし、上記の事例を示し、心当たりの方に対し注意喚起を行う。

平成22年4月2日より平成24年3月23日までに週次公表した「年金額回復の具体的事例(1,000事例)」の記録の所在とその状態の内訳

		記録の所在					計	
		オンライン記録	マイクロ記録 (紙台帳等)	市町村保有記録	その他 (共済組合記録等)			
記録 の 状態	転職などによる複数手帳保有者	443	393	0	1	837	36.1%	
	旧姓名	367	351	1	0	719	31.0%	
	氏名相違(別名・別漢字・フリガナ)	285	191	0	0	476	20.5%	
	生年月日相違(別生年月日含む)	130	87	0	0	217	9.3%	
	加入期間相違(取得日・喪失日)	5	11	0	0	16	0.7%	
	報酬訂正・報酬収録漏れ	14	19	0	0	33	1.4%	
	総務大臣あっせん(第三者委員会)	12	3	0	0	15	0.6% (※)	
	事務所における回復基準に該当	5	3	0	0	8	0.3%	
	その他	0	0	0	0	0	0.0%	
	計	1,261	1,058	1	1	2,321		
	54.33%	45.58%	0.04%	0.04%				

注)一事例のなかで、記録の所在や状態が複数ある事例もあることから、事例の合計数と結果の合計数が相違する。

(※)総務大臣あっせん事例(15事例)の内訳 加入期間訂正 1 報酬額訂正 2 脱退手当金 12

平成22年4月2日より平成24年3月23日までに週次公表した「年金額回復の具体的事(1,000事例)」の記録回復の契機とその状態の内訳

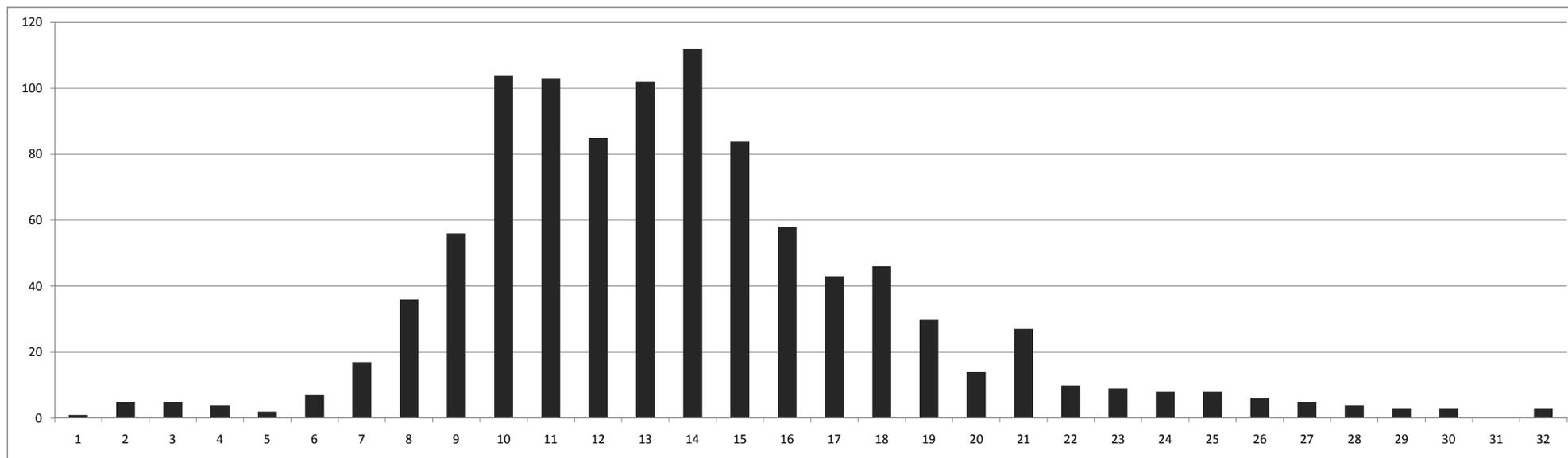
		記録判明の契機										計	
		ねんきん特別便 (名寄せ便)	ねんきん特別便 (全員便)	黄色便	グレー便	受給者便	定期便	紙台帳便	第三者委員会	その他 (年金相談)			
記録 の 状態	転職などによる複数手帳保有者	309	116	77	66	87	2	0	0	180	837	36.1%	
	旧姓名	28	197	203	7	80	0	0	0	204	719	31.0%	
	氏名相違(別名・別漢字・フリガナ)	7	126	58	18	89	1	0	0	177	476	20.5%	
	生年月日相違(別生年月日含む)	8	71	10	2	64	2	0	0	60	217	9.3%	
	加入期間相違(取得日・喪失日)	0	1	0	0	15	0	0	1	0	17	0.7%	
	報酬訂正・報酬収録漏れ	3	2	0	0	15	0	8	2	5	35	1.5%	
	脱退手当金記録	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0.5%	
	事務所における回復基準に該当	0	2	0	0	0	0	0	0	6	8	0.3%	
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
	計	355	515	348	93	350	5	8	15	632	2,321		
	15.3%	22.2%	15.0%	4.0%	15.1%	0.2%	0.3%	0.6%	27.2%				

注1 一事例のなかで、記録の状態が複数ある事例もあることから、事例の件数と結果の合計数が相違する。

注2 記録判明の契機欄の「ねんきん特別便(名寄せ便)」等の用語の説明は、別添「参考」を参照

平成22年4月2日から平成24年3月23日まで毎週公表した「年金記録判明による年金額回復事例」100週分(1,000事例)の増加額の分布

(件数)



(百万円)

増加総額 (万円)	100	200	300	400	500	600	700	800	900	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	3,000	3,100	3,200
事例数	1	5	5	4	2	7	17	36	56	104	103	85	102	112	84	58	43	46	30	14	27	10	9	8	8	6	5	4	3	3	0	3

一事例あたりの平均額 約 1,420万円 (一定のルールにより機械的に算出した金額(3頁の参考1))

無年金者からの回復事例にかかる回復の経緯（調査結果）

平成 23 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に公表した「年金額回復の具体的事例」のうち、年金記録判明により無年金者から回復した 17 事例（※ 1）について、その具体的な経緯を該当事務所等において改めて実施した調査（※ 2）の結果報告。

※ 1 上記期間に公表した事例のうち「無年金者からの回復事例（特別便等が契機で記録が判明した事例は除く）」は 20 事例あるが、同一事務所に複数事例ある場合には 1 事例のみを調査対象とする。

※ 2 調査方法は「相談申出受付表」「相談事跡管理票」の記載内容及び該当事例の相談担当者からの相談内容等の聞き取り調査により実施した。

1. 調査内容

- ① 記録判明の契機（きっかけ）（一般年金相談等）
- ② 年金記録を確認しようと思ったのは誰（本人、家族、第三者）
- ③ 記録判明までの相談（申出）回数（相談回数が複数回の場合は、初回相談時に年金記録が判明しなかった理由）
- ④ 記録の所在と状態等（所在：紙コンシステム 等、状態：旧姓記録 等）
- ⑤ 相談時の内容が記載された事跡（相談申出票等）の有無

2. 調査結果（「別紙」参照）

- ① 記録判明の契機（きっかけ）
 - 一般年金相談 13 事例（年金受給の可否確認：9 事例、加入期間の確認：3 事例、配偶者の年金請求時：1 事例）
 - 生活保護受給申請 4 事例（市区町村職員からの指示：3 事例、ケースワーカーによる確認：1 事例）
- ② 年金記録の確認をしようと思ったのは誰
 - 本人 6 事例
 - 家族・親族 6 事例
 - 第三者 5 事例（市役所職員：4 事例、ケースワーカー：1 事例）

③ 記録判明までの相談回数

- 初回で判明 16事例 2回目で判明 1事例

初回で年金記録が判明しなかった理由

- 来訪者が代理人（ケースワーカー）であったために、判明した年金記録の「会社名」「勤務期間」の確認ができなかった
（2回目にご本人の「職歴」の申出を受け、「会社名」等を確認し記録を統合）

④ 記録の所在と状態（1事例で複数の所在や状態があるために、事例件数（17事例）とは一致しない）

【所在】

- オンライン記録 14事例 マイクロ記録 10事例

【状態】

- 旧姓、フリガナ相違 13事例
 生年月日相違 3事例
 氏名等未収録 4事例

⑤ 相談時の内容が記載された事跡（相談申出票等）の有無

- あり 14事例（相談申出票、相談事跡管理票）
 なし 3事例（ご本人からの記録確認のお手紙 等）

	年齢	性別	① 記録判明の契機	② 誰の指し示(勤記)	相談記録回数までの	③ 初回で理由不明な	④		⑤ 相談事跡の有無	備考
							記録の所在	記録の状態		
1	68	女	年金相談(受給可否確認)	本人	初回		オンライン	旧姓	有	
2	66	男	生活保護請求手続き	ケースワーカー	2回	初回は代理人(ケースワーカー)のため会社名等の確認不能	オンライン マイクロ	フリガナ相違 生年月日相違	有	
3	65	女	生活保護請求手続き	市区町村職員	初回		オンライン	フリガナ相違	有	
4	70	男	年金相談(受給可否確認)	本人	初回		オンライン	氏名漢字相違	無 (請求書受付のみ)	
5	69	男	年金相談(受給可否確認)	本人	初回		オンライン マイクロ	氏名未収録	有	
6	74	女	年金相談(受給可否確認)	配偶者	初回		オンライン マイクロ	旧姓	有	
7	87	男	生活保護請求手続き	市区町村職員	初回		オンライン マイクロ	フリガナ相違	有	
8	82	女	年金相談(加入期間確認)	家族	初回		オンライン	旧姓	有	
9	84	男	年金相談(受給可否確認)	市区町村職員	初回		オンライン	氏名未収録	有	
10	80	男	年金相談(受給可否確認)	妹	初回		カセット	フリガナ相違	有	故人
11	72	男	年金相談(加入期間確認)	本人	初回		オンライン マイクロ	旧姓 生年月日相違	無 (ご本人からの手紙)	
12	68	男	生活保護請求手続き	市区町村職員	初回		マイクロ	氏名未収録	有	故人
13	67	女	年金相談 (任意加入と受給可否確認)	本人	初回		マイクロ	旧姓	無 (国民年金課対応)	
14	70	女	年金相談(受給可否確認)	本人	初回		オンライン マイクロ	旧姓	有	
15	69	男	年金相談 (配偶者の年金請求)	配偶者	初回		オンライン	氏名未収録	有	
16	85	女	年金相談(加入期間確認)	姪	初回		オンライン マイクロ	フリガナ相違 生年月日相違	有	
17	65	男	年金相談(受給可否確認)	子	初回		オンライン	フリガナ相違	有	故人

注1 平成23年4月1日公表から9月30日公表までの事例

注2 記録判明の契機等については、相談申出票及び相談を担当した職員からの聞き取りした内容から記載

ねんきん特別便

全ての受給者・加入者(約1億9百万人)に加入記録を送付(19年12月から20年10月)し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

「名寄せ特別便」 基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付(19年12月から20年3月)。
「全員特別便」 それ以外の全ての方へ送付(20年4月から10月)。

黄色便

未統合記録約5000万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に20年6月から21年12月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約68万人に対して、20年5月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。連絡先(電話番号等)の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付(21年12月から22年11月)し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

定期便(ねんきん定期便)

21年4月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○紙台帳便

コンピュータで管理している年金記録とその基となった紙台帳等の年金記録の突き合わせ(照会)作業を実施した結果、漏れや誤りの可能性のある年金記録が新たに見つかった際に、「年金記録に関する紙台帳等の調査結果の確認について(お知らせ)」を送付(平成22年11月～)し、記録の確認作業を行っているもの。

脱退手当金受給期間に係る年金事務所段階における年金記録回復基準

脱退手当金を支給した記録をお持ちの方で、脱退手当金の計算の対象となった加入期間の前に計算対象となっていない加入期間がある場合などの、一定の条件に当てはまる場合には、年金記録確認第三者委員会による記録の確認を行うことなく、年金事務所段階において脱退手当金を支給した記録の回復を行うこととしている。

【脱退手当金】

昭和61年3月までの厚生年金保険法において、60歳に到達したとき、または、60歳に到達したあと厚生年金の資格を喪失した方で、加入期間が短期間であるために、いずれの年金も受けることができないときに、お支払いする一時金です。

第三者委員会(年金記録確認第三者委員会)

年金記録の確認について、国(厚生労働省)側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として平成19年6月に総務省に設置された組織。委員は専門性及び見識の高い法曹関係者、学識経験者等から任命されている。